第２部　本市の取組の方向性

１　旭川市子ども条例

本市は，子どもの夢や希望を市民全体で支えるまちの実現を図るため，平成２４年３月に旭川市子ども条例を制定しました。

この条例は，市民全体で取り組んでいく上での行動指針として制定したものであり，特に，共有したい内容を前文に規定しています。

条例に基づく関連施策の進め方については，旭川市子ども・子育てプランとして整理しており，次項において，同プランの内容を中心に主な取組等を紹介していきます。

旭川市子ども条例（前文）

子どもは，大人からの愛情を受けることにより，自分や他者を大切にする心を育み，自ら考え，行動することにより，多くのことを学び，経験することを通して生きる力を育みます。大人は，子どもと価値観が異なることがあっても，自ら考え，行動することが子どもの権利であると認識して，子どもを見守り，又は導くことが大切なことであり，その権利は社会全体が尊重していかなければなりません。

旭川市は，豊かな自然と様々な都市機能とを併せ持った，まちづくりに大きな可能性のあるまちです。将来を担う子どもが夢や希望を抱きながら様々な交流や活動をし，挑戦することを通して，優しさやたくましさを育むことが，自ら未来を切り開く力を養い，さらには，活力のあるまち，いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

ここに，子どもが健やかに育つ環境づくりに関する基本理念を明らかにし，市民全体で共有するとともに，市民一人一人が自らの役割を認識し，行動することにより，子どもの夢や希望を支えるまちの実現に寄与するため，この条例を制定します。

※　旭川市子ども条例の条文全体については，旭川市ホームページ（子育て支援課）を御覧ください。

２　旭川市子ども・子育てプランの概要

本市では，子どもの育ち・子育て支援環境の充実に向けた取組を計画的に進めるため，旭川市子ども・子育てプラン（期間：平成２７年度～平成３１年度）を策定し，施策ごとに整理しながら具体的な事業を実施しています。

本プランは，これまでの取組の総括等を踏まえ，目標実現に向けた取組の手法として，待機児童解消や児童虐待など喫緊の課題への対応とともに，子どもの育ちや子育てを地域で支えるための環境づくりや子どもに対する次代の親育ちなど将来を見据えた仕組みづくりに係る取組を推進します。

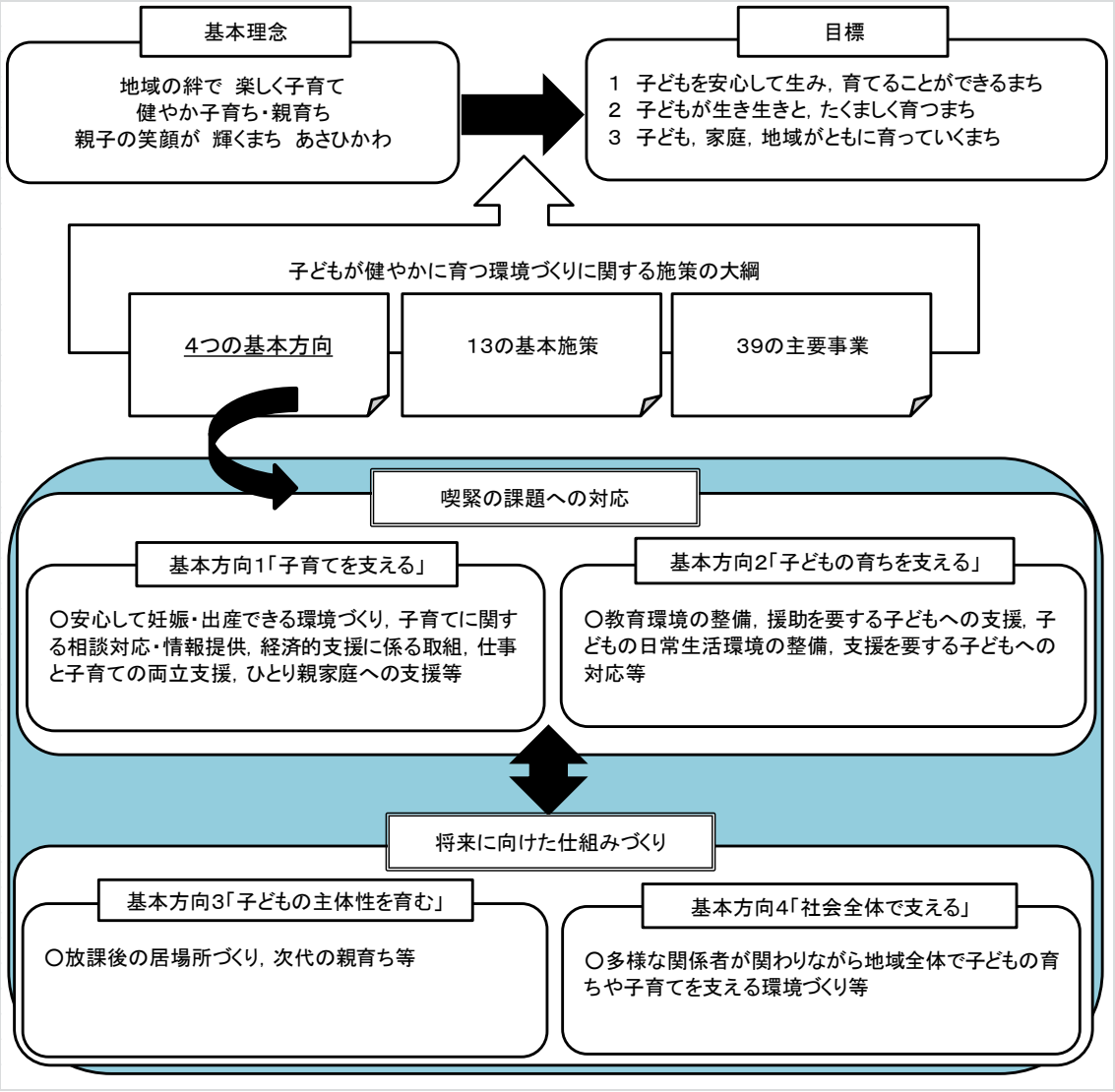

（１）子育てを支える

子どもを安心して生み，育てることができるよう，子育て中の保護者に対する支援を通じて，子育てに関する多様な不安感の軽減を図る取組を整理しています。

主な内容は次のとおりです。

基本施策１　妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援

（施策の概要）

特に，就学前児童を持つ保護者において，子どもの発達・発育について不安を感じている保護者の割合が高い状況にあります。子育て支援部では，子どもの発達・発育の状況を把握し，必要な支援につなげるため，乳幼児健康診査の実施や発達支援相談室を設置しています。平成２８年度は，新たに特定妊婦等への相談支援を行う利用者支援事業（母子保健型）の取組や，不妊治療費に対する助成の拡大を実施しています。

旭川市　各乳幼児健診の実施状況（平成２７年度）

	４か月児	１歳６か月児	３歳６か月児
①対象者数	２，２８６人	２，３０５人	２，１８９人
②受診者数	２，２４５人	２，２１４人	２，０２２人
③受診率　（②／①）	９８．２％	９６．１％	９２．４％
④要観察及び要精密検査を要する人数	２９５	５６６	２９６
⑤全受診者に対する割合　（④／②）	１３．１％	２５．６％	１４．６％

（関連する主な取組）

妊婦健康相談・診査の推進	・妊婦健康診査等に係る費用の助成
親となることの準備支援	・母子健康手帳の交付
不妊対策の推進	・不妊治療費の助成
母子保健・医療体制の充実	・赤ちゃん訪問の実施 赤ちゃんの生まれた家庭に，保健師，助産師又は保育士が訪問し，育児相談等を受けます。
	・特定妊婦等への相談支援
	・乳幼児健康診査，健康相談の実施

〇利用者支援事業（母子保健型）の内容

利用者支援事業（母子保健型）は，全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し，妊婦や子育てに関する相談に対応することで，妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施する。

◆妊娠届出を出した全妊婦の情報から，支援が必要な妊婦（特定妊婦）を把握

※特定妊婦とは …出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦（望まない妊娠，若年の妊娠，精神疾患，支援者の不在など）

◆妊娠中から，出産後の養育に関する相談，必要なサービス等に関する紹介・調整

◆継続的な支援が必要な家庭に対しては，ケース会議の開催等，関係機関と連携した支援の実施

※お問い合わせ　　子ども総合相談センター（☎26－5500）

〇不妊治療費の助成拡充内容（平成２８年度～）

・初回の助成限度額を 15 万円から 30 万円に増額（H28 年 1 月から開始）

・男性不妊治療の助成を新たに開始（上限 15 万円）（H28 年 1 月から開始）

・特定不妊治療を受けている夫婦の第 2 子以降の治療に要する費用の助成を新たに開始（治療の内容により上限 15 万円又は 7 万 5 千円／回）

※お問い合わせ　　母子保健課（☎26－2395）

基本施策２　子育てに関する多様な不安を和らげるための支援

（施策の概要）

保護者は子育てについての第一義的な責任を持っていますが，家庭環境等により，悩みや不安を家庭や親族，友人知人との関係の中で和らげることができない状況もあります。

そのため，悩みが深刻化する前の，気掛かりの段階で解消したり，深刻化した場合でも，速やかに必要な支援をできるよう各種相談業務等の充実に努めています。

さらに，平成２８年４月に，子どもや子育てに関する相談業務や地域支援に関する施策を集約し，これらを一体的に所管する子ども総合相談センターを開設しました。

また，子育てに関する必要な情報を入手しやすい環境づくりに資するため，本市では子育てガイドブックの作成やホームページの充実に努めています。

（関連する主な取組）

相談支援体制の充実	・子どもや子育てに関する相談窓口の集約 ・地域子育て支援センターと子ども総合相談センター相談業務の連携
子育てに係る情報提供機能の充実	・子育てガイドブックの作成 ・地域子育て支援センター等，地域における情報発信機能の充実
家庭教育活動の充実	・家庭教育に係る相談業務の実施 ・子どもの成長段階に応じた食育について学ぶ機会の提供

○ 相談窓口

◆ 子育ての悩みや不登校・いじめに関すること
家庭児童相談（☎26－5503）平日 8:45～17:15（月・木 20:00（電話のみ））

◆ 子どもの発達に関すること
発達支援相談（☎26－5501）平日 8:45～17:15（月・木 20:00（電話のみ））

◆ 子どもからの相談に関すること
子どもからの相談専用ダイヤル（☎0120-528506）
平日 8:45～17:15（月・木 20:00（電話のみ））

○子育てガイドブックの作成

子育てに関する様々な情報をまとめた冊子を作成し，母子健康手帳交付時や市民課，支所，児童センター等で配布しています。

※お問い合わせ
子育て支援課子育て企画係
（☎25－9128）

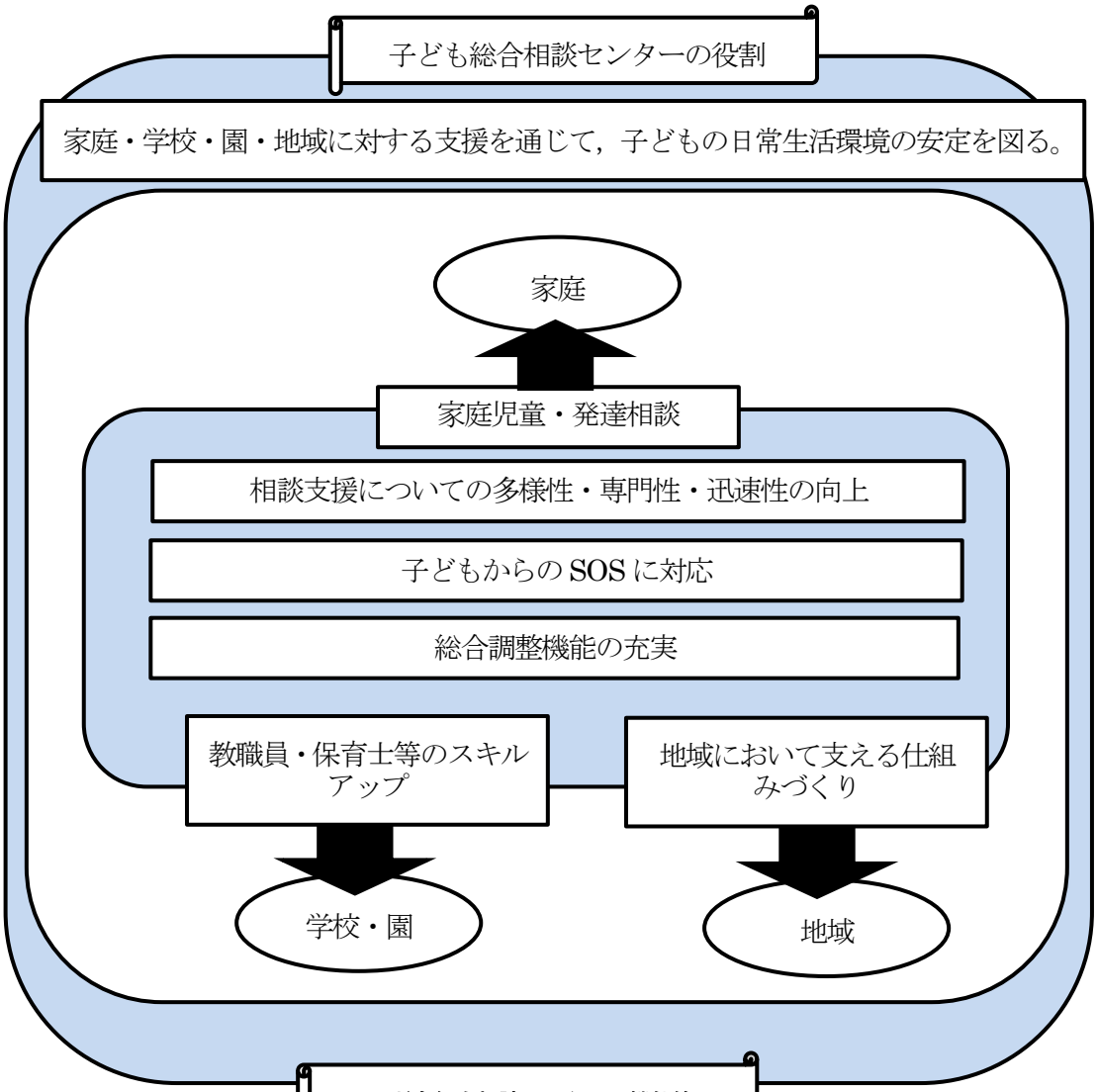

子ども総合相談センターの機能等

	相談の内容	主な所管事業
子ども・家庭に対する相談支援機能	子どもや子育てに関する相談に対応（教育や発達障害に関することを含む）	○児童家庭相談事業（家庭児童相談，不登校いじめ相談，家庭教育相談，養育支援訪問事業，利用者支援事業） ○発達支援相談事業（発達支援相談・教育相談，巡回相談，親子教室）
	子どもからの相談に対しても対応	
教職員・保育士等に対する研修機能	教職員，保育士等に対する研修の実施（民間事業者，民生委員児童委員等を含む）	○各種研修事業の実施（特別支援教育に関する研修） ○児童の発達に関する研修，児童虐待に関する研修，子育て講座，出前講座
	市民を対象とした講演会，研修会の開催	
	近隣町の関係者の受入	
地域における支援体制の構築	地域子育て支援センター等において，民生委員児童委員等地域の関係者との連携のもと，地域における拠点機能を充実	○ファミリーサポートセンター ○地域子育て支援拠点事業 ○地域子育て活動支援事業（育児サークル支援，子育てサロン支援，子育て人材バンク） ○うぶごえへの贈りもの事業

※お問い合わせ　　子ども総合相談センター（☎26－5500）

基本施策３　子育てに関する経済的支援

（施策の概要）

市民一人当たりの所得は，全国と比べて７０％台で推移しており，子育てに関する経済的支援の必要性が高い状況にあります。

そのため，子どもに関する医療費の助成や保育料の負担軽減措置について，市独自に助成対象の拡大や高い軽減率の適用などを行っていますが，本市の財政状況を見ると，中核市の中でも財政力が弱く，関連する事業全てを充実することに限界もあり，今後とも事業の優先性等を勘案しながら，効果的な取組を進めていく必要があります。

平成２８年度は，子ども医療費の更なる助成対象拡大を図るほか，多子世帯及びひとり親世帯に対する幼稚園や保育所等の保育料の負担軽減措置の拡充を実施します。

市民一人当たりの所得（単位：千円）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
旭川市	2,144	2,119	2,050	2,051	2,088	2,094	2,060	―
北海道	2,561	2,557	2,432	2,417	2,466	2,462	2,475	2,545
全国	2,957	2,978	2,773	2,690	2,755	2,737	2,754	2,821
全国比	72.5%	71.2%	73.9%	76.2%	75.8%	76.5%	74.8%	―

（平成２４年度市民経済計算推計，平成２５年度道民経済計算推計）

中核市における財政力指数の状況

順次	１	２	３	４	４	６
市名	豊田市	岡崎市	川越市	宇都宮市	豊橋市	船橋市
財政力指数	1.04	0.99	0.96	0.95	0.95	0.94

～　中核市４５市の平均　0.76　～

順次	４０	４１	４１	４３	４４	４５
市名	高知市	長崎市	下関市	青森市	旭川市	函館市
財政力指数	0.56	0.54	0.54	0.53	0.48	0.45

（総務省：平成２６年度地方公共団体の主要財政指標一覧）

（関連する主な取組）

就園及び就学に係る負担軽減策の充実	・保育料等の負担軽減 ・就学に必要な資金の貸付
子ども医療費等の負担軽減策の充実	・子ども医療費の負担軽減措置の実施
子どもの家庭環境の安定に向けた支援	・各種手当の支給 ・各種資金の貸付
経済的支援に係る効果的な取組の検討及び実施	・利用者負担の考え方の検討 ・国等に対する制度創設に係る提案・要望等の実施

〇子ども医療費の助成拡充内容（平成２８年度～）

・入院と指定訪問看護に係る医療費助成を中学生まで拡充
・3 歳未満児及び非課税世帯に対し，初診時一部負担金の助成開始（医科 580 円，歯科 510 円）

※お問い合わせ　子育て助成課（☎25－6446）

〇多子世帯及びひとり親世帯等に対する保育料負担軽減拡充内容（平成２８年度～）

		幼稚園就園奨励費（年間限度額あり）	1 号認定（給付を受ける幼稚園等）	2･3 号認定（認可保育所等）	通年制保育園	へき地･季節保育所	認可外保育施設（補助限度月額あり）
対象者収入基準		年収約３６０万円未満相当の世帯					
多子世帯	考え方	保護者が監護し生計を同じくする子どもの人数をカウントして，第 2 子，第 3 子以降の保育料を算定（年齢制限の撤廃）					
	第 2 子	1/2	1/2	1/4	1/2	1/2	最大 1/2
	第 3 子～	0	0	0	1/2	1/2	最大 1/2
ひとり親	考え方	ひとり親世帯等について，第 1 子半額，第 2 子無償化					
	第 1 子	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	最大 1/2
	第 2 子～	0	0	0	0	0	最大 0

※お問い合わせ　こども育成課（☎25－9844）

基本施策４　乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援

（施策の概要）

本市の就学前児童数は減少していますが，保育ニーズが高く，認可保育所において待機児童が生じています。その一方，認可外保育施設や幼稚園においては，定員数に対して受入の余地があります。

そのため，認可保育所の増改築や幼稚園における取組，認可外保育施設から認可保育所・認定こども園等への移行など，既存施設を活用しながら，保育ニーズに対する受け皿確保を進めていきます。

また，留守家庭児童会も第二留守家庭児童会等を整備するとともに，平成２８年度からは，土曜日及び長期休業期間中の開所時間を，午前８時３０分から午前８時に延長するとともに，保育や子育て支援事業の人材を確保するため，子育て支援員研修を実施しています。

（関連する主な取組）

保育環境の充実	・保育士に対する研修支援 ・特別保育事業の実施 ・預かり保育の実施 ・認可外保育施設に対する認可施設への移行支援 ・認定こども園への移行支援
幼稚園における教育環境の充実	・幼稚園教諭等に対する研修支援 ・家庭，保育所，幼稚園，小学校等の連携支援

旭川市の認可保育所等の待機児童数と定員数（各年度４月１日）（人）

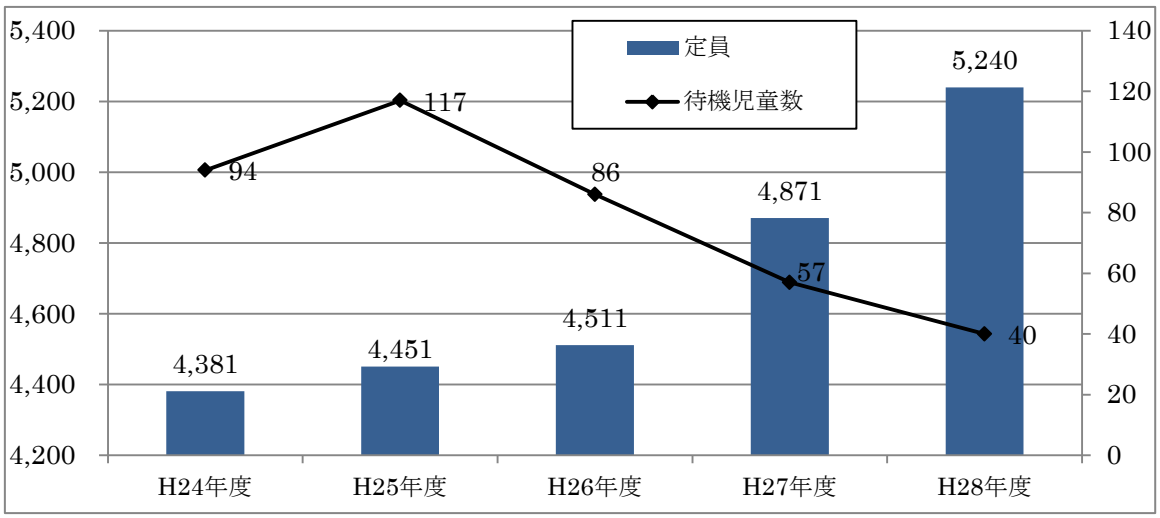

旭川市の留守家庭児童会の待機児童数と定員数（各年度５月１日）（人）

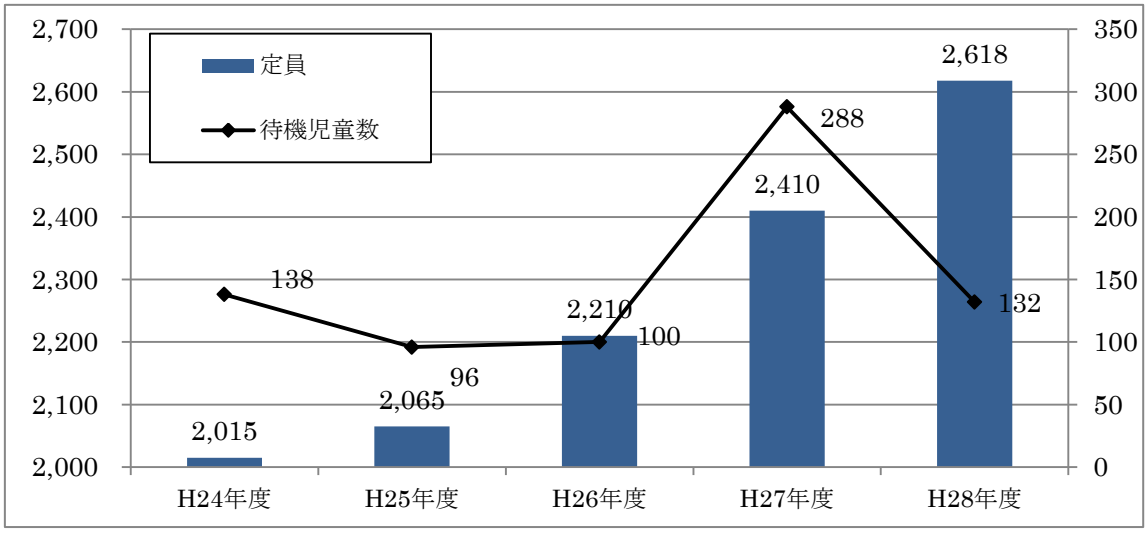

※お問い合わせ　こども育成課（☎25－9844）

基本施策５　ひとり親家庭への支援

（施策の概要）

ニーズ調査によれば，母子家庭において，「子どもを叱り過ぎている気がする」や「自分の子育てについて，親族・近隣の人，職場など，まわりの見る目が気になる」を回答した割合は，就学前児童を持つ母子家庭及び小学校児童を持つ母子家庭のいずれにおいても，前回調査時と比べて増加しています。そのため，母子家庭及び父子家庭に対して，経済的基盤の安定化に向けた取組とともに，家庭の置かれた状況に応じた取組を実施していきます。

平成２８年度は，ひとり親家庭の自立支援費の拡充や，寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しているほか，８月からは，児童扶養手当の２子目以降の加算額の拡充を行います。

母子世帯及び父子世帯における年間就労収入の状況（平成２２年）（%）

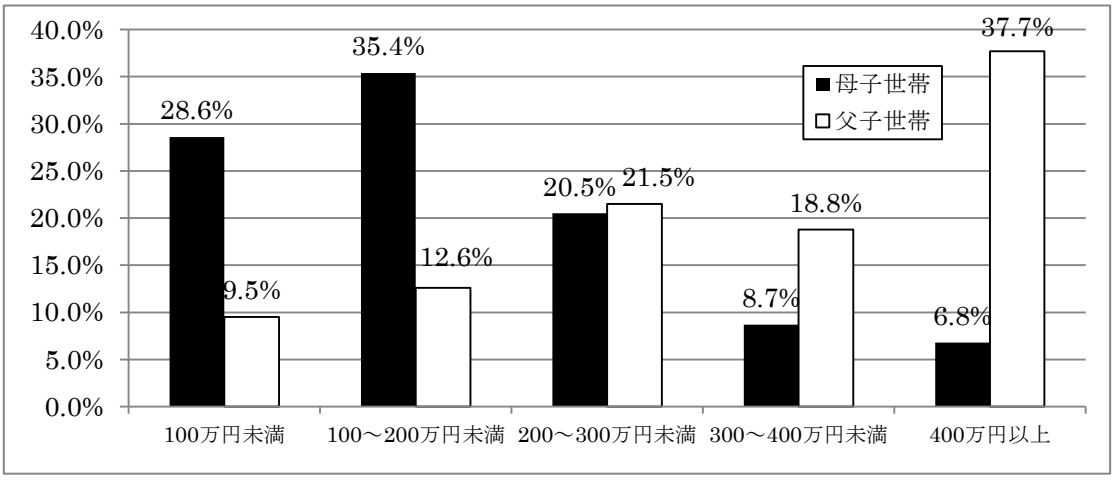

（全国母子世帯等調査）

（関連する主な取組）

多様な情報の効率的な提供	・ひとり親家庭相談室の設置・運営
子育て・生活支援の充実	・支援員の派遣による家事援助等
就業支援の充実	・母子福祉資金等の貸付 ・母子家庭等自立支援給付金の支給 ・母子家庭等就業・自立支援センターの設置
養育費の確保と経済的支援の充実	・各種手当の支給 ・医療費の助成制度等

○寡婦（夫）控除のみなし適用（平成２８年度～）

婚姻歴のないひとり親家庭の母及び父について，婚姻歴のある方と同様に税法上の寡婦（夫）控除が適用されるものとみなして利用料の算定等を行う。

事業名	担当部署	住所・電話番号
母子生活支援施設費用	子育て支援課子育て企画係	旭川市７条通１０丁目第２庁舎５Ｆ ２５－９１２８
助産施設費用		
ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て助成課	旭川市７条通１０丁目第２庁舎５Ｆ ２５－６４４６
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業		
通年制保育園保育料	こども育成課こども育成係	旭川市７条通１０丁目第２庁舎５Ｆ ２５－９８４４
認可外保育施設利用者補助金	こども育成課こども育成係	旭川市７条通１０丁目第２庁舎５Ｆ ２５－９８４４
認可保育所等保育料	こども育成課保育給付係	旭川市７条通１０丁目第２庁舎５Ｆ ２５－９８４５
幼稚園就園奨励費補助金	こども育成課こども事業係	旭川市７条通１０丁目第２庁舎５Ｆ ２５－９１０６
延長保育事業	こども育成課こども事業係	旭川市７条通１０丁目第２庁舎５Ｆ ２５－９１０６
子育て短期支援事業費	子ども総合相談センター	旭川市１０条通１１丁目 ２６－５５００
重度心身障害者医療費助成事業	国民健康保険課後期高齢者医療係	旭川市６条通９丁目総合庁舎１F ２５－８５３６
障害者日中一時支援事業	障害福祉課障害サービス係	旭川市７条通１０丁目第２庁舎１Ｆ ２５－９８５４
市営住宅使用料	市営住宅課管理係	旭川市６条通１０丁目第３庁舎３Ｆ ２５－５３６１

○ひとり親家庭等自立支援費の給付金拡充内容（平成２８年度～）

・高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を修了したひとり親家庭の親又は子に対し，受講費用の一部を一人１０万円を限度に支給し，その給付を受けた者が，高卒認定試験に全科目合格した場合，上記の給付額と合算して１５万円を限度に支給

・自立支援教育訓練給付金の支給額を教育訓練講座受講費用の２０%に相当する額から６０%に相当する額へ拡充し，加えて限度額を１０万円から２０万円に引き上げ

・高等職業訓練促進給付金の支給期間を２年から３年に延長

※お問い合わせ　子育て助成課（☎25－9107）

（２）子どもの育ちを支える

子どもが生き生きと，たくましく育つよう，子どもの教育や日常生活環境の充実に係る取組を整理しています。

主な内容は次のとおりです。

基本施策１　社会的自立に向けた教育環境等の充実

（施策の概要）

新規学校卒業者の在職期間別の離職状況を北海道と全国で比較すると，高校，短大及び大学のいずれにおいても，離職率は全国平均よりも高い状況にあります。

国の調査によれば，家庭生活や学校生活に楽しさを感じている小中学生の割合は増加傾向にありますが，特に，中学生においては，悩みや心配なことを感じている割合が増加しており，「過去の失敗をくよくよ考えることがある」，「ものごとに集中できない」等についても回答割合が増加しているとともに，「自分に自信がある」を回答した割合が減少しています。

そのため，学童期から思春期の子どもが社会的・職業的に自立できるよう，関係者が連携し，その成長期ごとの特性に応じた教育環境の充実や相談等の支援を行うことが必要です。

（関連する主な取組）

小学校，中学校，高校における教育環境の充実	・小中学校施設の整備 ・私立高校に対する教材・教具の補助 ・学校における食に関する指導の充実
思春期における健全育成に資する取組の充実	・飲酒，喫煙や性感染症等についての情報提供と防止に向けた啓発活動 ・児童生徒の悩みに対する相談支援体制の充実
若年者の雇用環境の充実	・企業見学会，企業説明会の開催 ・就職に必要な基礎能力の開発・向上につながる各種講座等の実施

基本施策２　子どもの安全な日常生活環境の整備

（施策の概要）

子どもが関係している交通事故の件数は減少傾向にあり，平成２６年は８４件となっています。その内訳は，歩行中が４３件，自動車・自動二輪乗車中が２２件，自転車乗車中が１９件です。

また，子どもが犯罪の被害にあった状況を見ると平成１８年の３６３件から平成２７年の２０１件と大きく減少しています。一方，刑法犯少年の数は，平成１８年の２５８件から平成２６年の２０６件とやや減少しているものの，そのうち１４歳未満が占める割合は増加しています。

そのため，家庭や学校，地域や警察等が連携して，子ども自身が交通ルールについて学ぶとともに運転者も子ども特有の行動を理解することや，犯罪の被害から守るための取組，非行少年等の立ち直り支援等に取り組んでいくことが必要です。

（関連する主な取組）

交通安全対策の推進	・交通安全運動の実施 ・交通安全教室の実施 ・スクールゾーン，交通安全施設の整備等
少年犯罪の防止と犯罪等の被害から守るための活動の推進	・各種パトロール活動の実施 ・非行少年の立ち直り支援 ・青少年にとって有害な環境の浄化に向けた各種活動

福祉犯被害少年の状況（人）

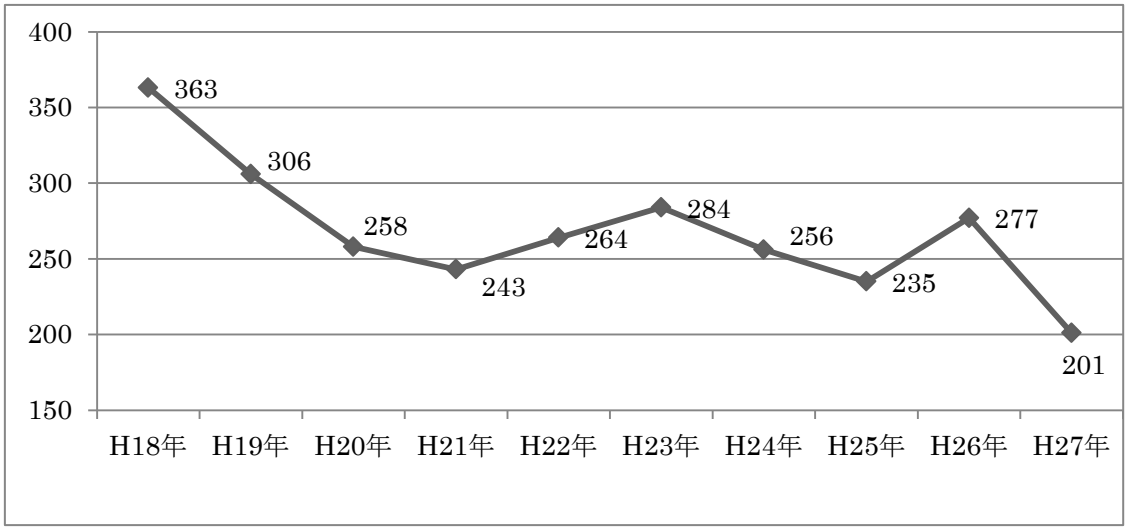

（北海道警察白書）

刑法犯少年の年齢別補導状況（件）

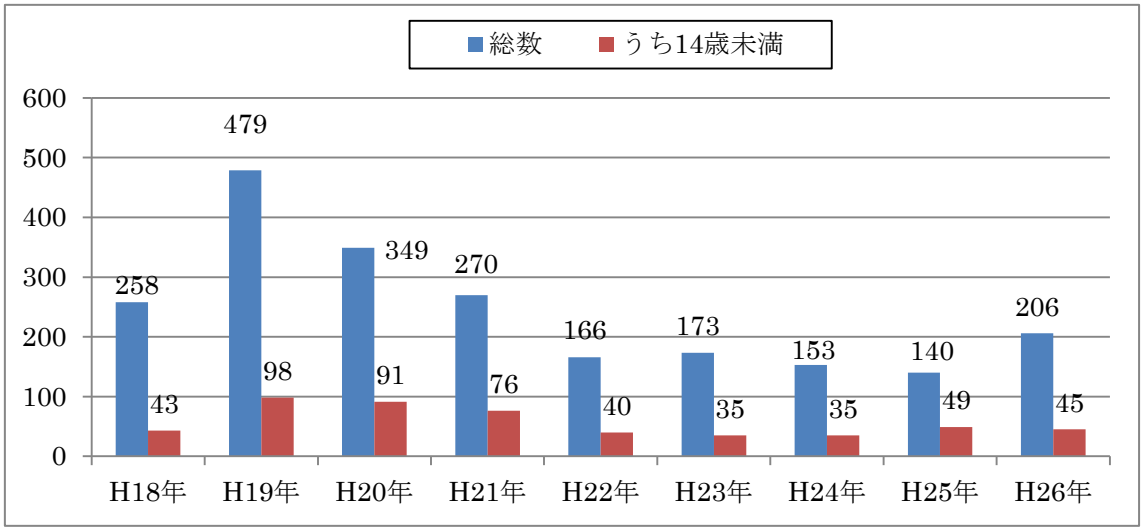

（旭川中央・旭川東警察署管内）

健全な子育てのための「出前講座」実施中！

幼児期や小学校低学年（３年生くらいまで）の頃に甘やかして育てたり，逆に，子育てに無関心で放任的であったりすると，子どもが非行に走る確率が非常に高くなります。

そこで，子育て支援課青少年係の非行防止担当職員が出向き，幼児期や小学校低学年の子どもと，どのように関わっていけば非行少年とならないか，実例を基にお話しをさせていただきます。（お問い合わせ：子育て支援課青少年係　☎25-9847）

基本施策３　援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進

（施策の概要）

ニーズ調査によれば，特に就学前児童を持つ保護者において，子どもに関する不安として「子どもの発達・発育」を回答した割合が高く，また，就学後の特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数も増加傾向にあります。

そのため，子どもの心身の状況や保護者の理解の状況に応じ，多様な子育て支援や療育の受け皿を確保することが必要です。平成２８年度は，発達支援相談室と特別支援教育センターの相談窓口を一元化し，乳幼児から概ね１８歳までの発達相談を実施しています。

また，全国的に児童虐待が増加傾向にあります。児童虐待の防止と発生時の早期対応のほか，虐待が明らかになった後の，子どもや保護者に対する支援を行うため，関係機関と連携した支援体制の充実が必要です。

（関連する主な取組）

発達支援を要する子どもの育成支援	・巡回相談，親子教室の実施 ・保育等における受入拡大 ・特別支援教育の充実等
児童虐待防止対策等の充実	・関係機関との連携 ・子どもからの SOS に対する迅速な対応
社会問題への対応	・若年無業者，ひきこもり状態の青少年の実態把握と支援策の検討 ・子どもの貧困問題に対する取組の検討

児童虐待相談経路別件数（北海道旭川児童相談所：平成２６年度）（件）

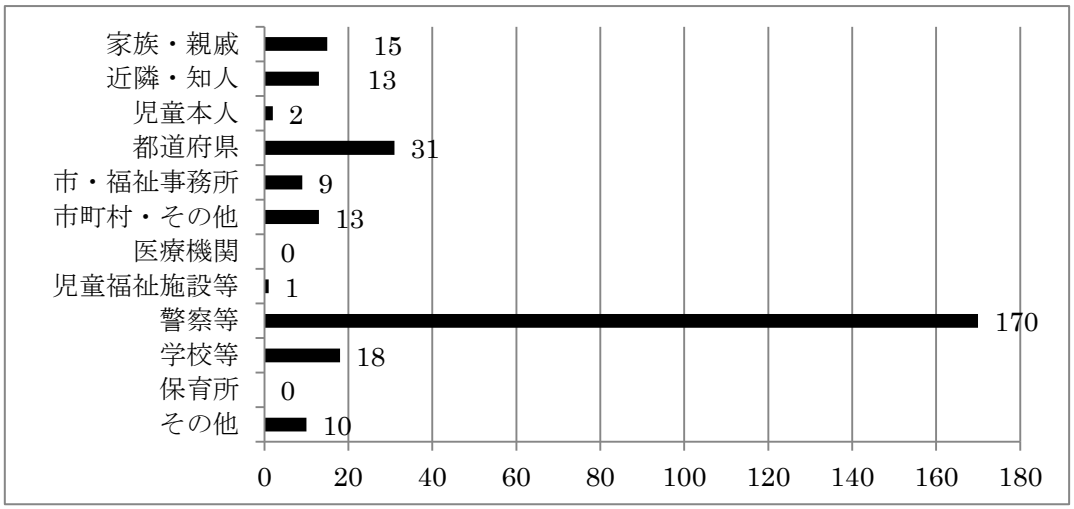

虐待対応フロー図（旭川市子どもへの虐待対応マニュアル（ダイジェスト版）より）

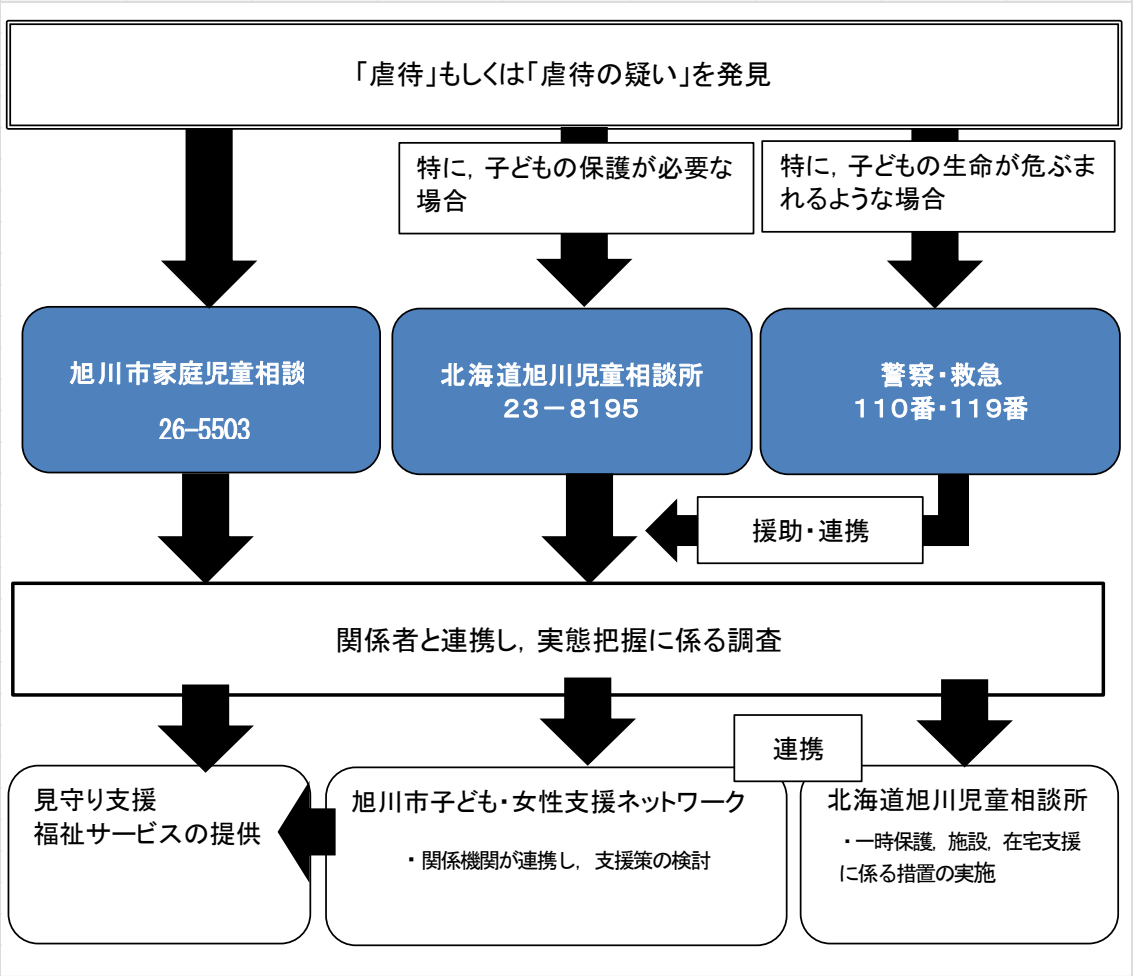

※　本市では，「旭川市子どもへの虐待対応マニュアル」を作成するとともに，その内容をダイジェスト版としてＡ３版のチラシにまとめ，民生児童委員，保育所・幼稚園等，小中学校等に配布しています。

各ダイジェスト版の内容は，旭川市ホームページ（子ども総合相談センター）を御覧ください。

（３）子どもの主体性を育む

子ども自身の主体性や自律性を育むため，子ども同士の交流や多様な経験，学びの機会の提供に関する取組を整理しています。特に，社会の一員としての意識を育むことを重視し，命の大切さや働くことの意識を育む取組を行います。

基本施策１　子どもの主体性を育む

（施策の概要）

子どもの日常生活の中で，様々な交流や活動ができるよう児童館の運営や留守家庭児童会を含めた放課後の子どもの居場所づくりを進めていきます。

また，中高生や大学生等若者の交流・活動拠点として，北彩都子ども活動センターASOBI～BA（宮下通１４丁目）の取組を充実します。

児童館（児童センター）の利用人数の推移（旭川市）（人）

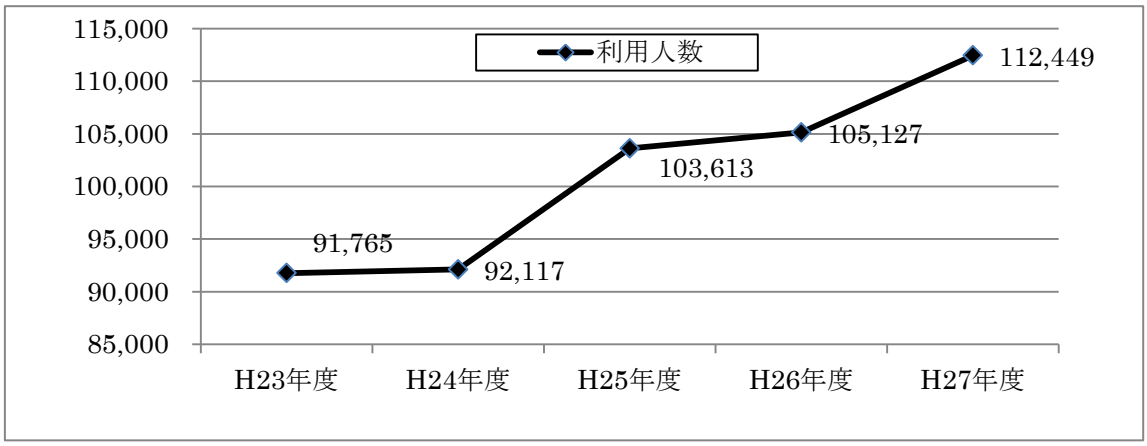

※H23 年度～H26 年度は北星児童館（H26 年度末で閉館）を除いた数値

（関連する主な取組）

放課後の居場所づくり	・児童館の取組の充実 ・放課後児童の居場所づくり
子ども及び青少年活動の支援	・子ども及び青年によって構成される団体活動の支援及びネットワーク化 ・北彩都子ども活動センターの取組の充実
多様な活動・体験機会の提供	・各種体験事業の実施

北彩都子ども活動センター活動内容

高さ４．５メートルのクライミングウォールを利用し，ロープクライミング交流会などを実施しています。

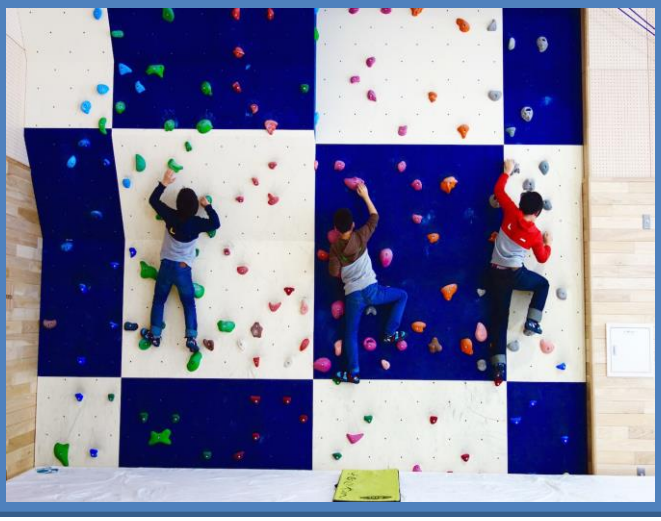

外の半円広場・円形ステージでは，よさこいやダンス，吹奏楽の演奏などの野外フェスティバルを開催しました。

ギャラリー・ラウンジは自由に利用することができます。

※　お問い合わせ　　子育て支援課青少年係（☎25－9847）

基本施策２　社会の一員としての意識を育む

（施策の概要）

少子化や核家族化の進展，地域連帯意識の希薄化等により，子どもが，人との関わりの中で愛情を受け，社会の一員としての意識を育む機会が少なくなっています。

そのため，保護者はもとより市民全体で将来を見据え，子どもに対して，命の大切さや社会の一員としての意識を育む機会の提供に取り組んでいくことが必要です。

（関連する主な取組）

命の大切さを学ぶ機会の充実	・乳幼児・妊婦等との触れ合い体験事業 ・自身のライフデザイン構築への取組
社会の一員としての意識を育む機会の充実	・家事や育児について，男性の積極的な係わりの推進 ・小中学生を対象とした職業体験

～私の未来プロジェクト～

小中高校生が乳幼児との触れ合い体験や講義を通して，命の大切さや，親としての責任を学び，子育てについての意識を育む取組です。

※お問い合わせ　母子保健課（☎26－2395）

～あさひかわキッズタウン～

北海道コカ・コーラボトリング株式会社と旭川市の共同開催で平成 23 年度より行っている事業です。 市内在住の小学生を対象に，20 種類以上の職業体験メニューの中から自分でやりたい仕事を探して，お仕事をします。

※お問い合わせ　子育て支援課青少年係（☎25－9847）

（４）社会全体で支える

地域住民，事業者等が，様々な形で関わりながら，地域全体で子どもの育ちや子育てを支える取組を整理しています。

主な取組は次のとおりです。

基本施策１　子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

（施策の概要）

子どもが健やかに成長できる環境とするためには，身近な場所である地域において，子どもの育ちや子育てを支えていくことが重要ですが，ニーズ調査によれば，就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても，「子育てを地域全体で支えている」ことについて満足度が低い状況にあります。

そのため，他の施策と連携しながら全市及び地域における子育て支援に係る各拠点施設の整備と，これらのネットワーク化や，地域活動の担い手の拡大に向けた取組を進めていきます。

平成２８年度は，子育て支援人材バンクの登録範囲を東神楽町まで拡大し実施しています。

（関連する主な取組）

拠点施設を活用した全市的なネットワークの形成	・北彩都子ども活動センターや子ども総合相談センターなどの拠点施設の連携
地域におけるネットワークの形成	・児童館や地域子育て支援センター等の整備 ・民生委員児童委員や地域の青少年指導者との連携 ・育児サークル，子育てサロンの活動支援
地域活動の担い手の拡大	・各種研修事業の実施 ・ファミリーサポートセンター事業の実施 ・緊急さぽねっと事業の実施 ・子育て支援人材バンクの運用 ・青少年団体の育成支援

旭川市ファミリーサポートセンター提供会員と緊急さぽねっとスタッフ会員の推移（人）

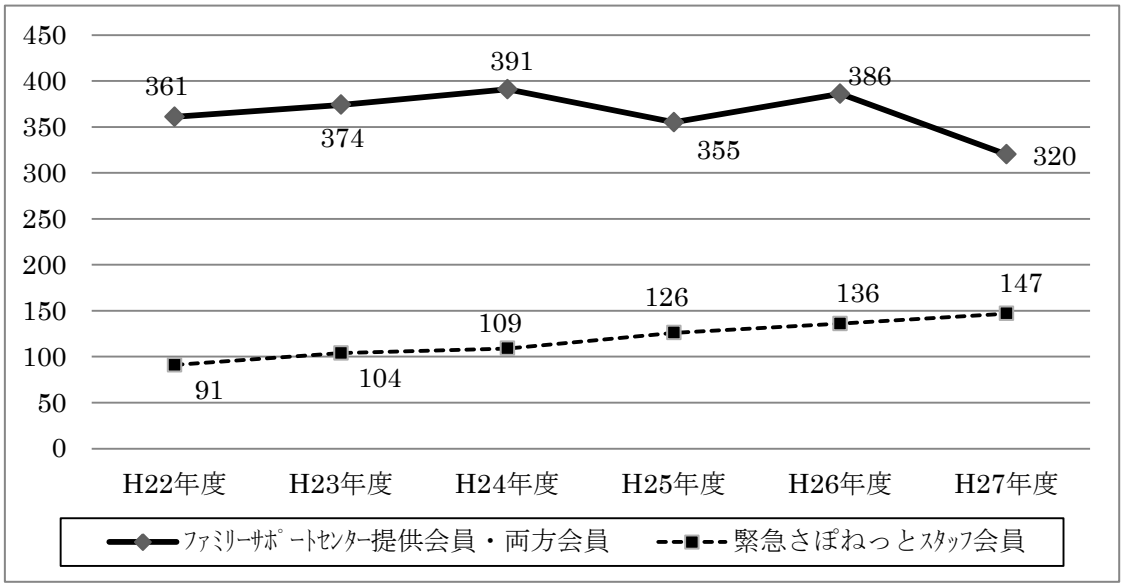

～うぶごえへの贈りもの～

本市では，このまちで生まれた全ての赤ちゃんに「おめでとう」の気持ちを込めて，絵本とお祝いのメッセージカードを贈っています。

誕生を市民全体が喜んでいる気持ちを伝えるため，民生委員児童委員や主任児童委員など地域の方に御協力をいただきながら実施しています。

※お問い合わせ　子ども総合相談センター（☎26－5500）

基本施策２　事業者と連携した取組の推進

（施策の概要）

旭川市労働基本調査（平成２７年度）によれば，従業員にとって，「子育てしやすい職場環境の整備がなされているか」の質問に対して，「整備されている」を回答した割合が男性従業員２２．９％，女性従業員２８．７％にとどまっています。

そのため，保育ニーズへの対応等とともに子育てしやすい職場環境の実現に向けて，制度の普及や意識の啓発に取り組んでいくことが必要です。

また，事業者は，地域社会の一員として，子育て中の保護者や子どもと直接，かかわる立場でもあるため，乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくりや，子どもの職業体験の受入など，事業者と連携した取組を進めていきます。

（関連する主な取組）

男女がともに子育てできる職場環境の整備	・子育てに配慮した労働環境に取り組んでいる事業者に対する優遇制度
事業者と連携した取組の推進	・授乳やおむつ替えスペースの提供 ・企業や店舗等と連携した子育て応援に関する取組

～こんにちは赤ちゃんステーション～

乳児連れ親子に対して，「授乳の場」，「オムツ替えの場」，「ミルク用のお湯」のいずれか（又は複数）を無料で提供する施設で，現在，市内１００か所以上が登録しています。登録された施設には，目印となるステッカー（右図）が掲示されています。

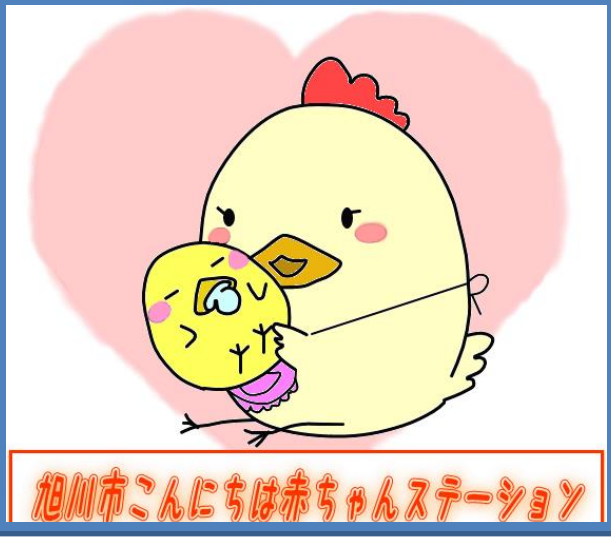

※お問い合わせ　子育て支援課子育て企画係（☎25－9128）

～あさひかわこどもーる～

幼児の遊びスペースや子ども向けメニューなどがあり，子ども連れに配慮した企業・店舗を「あさひかわこどもーる」として認証登録したWEBサイトです。「食べる」，「遊ぶ」，「学ぶ」，「買う」「暮らし」，「病院」のカテゴリに分かれていて，３００か所以上の店舗が登録しています。詳しくは下記のサイトを御覧ください。

URL　https://kodomall.info/

※お問い合わせ　子育て支援課子育て企画係（☎25－9128）

～どさんこ・子育て特典制度～

北海道が，全道各地の企業・施設の方々と協力して，子育て家庭を支援する事業です。妊娠中の方もしくは小学生までの子どもがいる世帯が，子どもと同伴で買い物や施設などを利用する際に，特典カードを提示することで，協賛店舗から様々なサービスを受けられます。

※お問い合わせ　子育て支援課子育て企画係（☎25－9128）

基本施策３　社会全体の意識啓発

（施策の概要）

旭川市子ども条例は，子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現を目的としており，目的実現のための方向性として，大人が主体となった「環境づくり」と子どもが主体となった「子ども同士の交流，多様な経験，学び」を設けています。特に，大人が主体となった環境づくりにおいて，それぞれの役割を担うことができるよう，性別役割分担意識の解消など社会全体の意識啓発に係る取組が大切であり，そのために，必要な取組を推進します。

平成２８年度は，家事や育児について，男性の積極的なかかわりを推進するため，「男性の家事・育児推進事業」を実施します。

（関連する主な取組）

社会全体で子どもの育ちや子育てを支える意識の啓発	・「児童の権利に関する条約」について学校における児童生徒への理解促進 ・「児童の権利に関する条約」について，大人の理解促進
男女共同参画による子育ての促進	・各種セミナー等による企業等に対する意識啓発の実施 ・各種セミナー等による意識啓発の実施

第３部　計画の進捗状況及び個別事業一覧